

## 春日井市サッカー連盟（社会人部会） ユニフォーム規定

### 第1条〔目的〕

本規定は、春日井市サッカー連盟（以下《本連盟》という）の登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。

### 第2条〔ユニフォーム〕

本規定においてユニフォームとは、シャツ・ショーツ・ストッキングの3点を総称したものをいう。

### 第3条〔ユニフォームの登録〕

年度当初の連盟登録時に、ユニフォームを正・副登録する。変更する場合は部会の承認を得て変更登録する。

### 第4条〔着用義務〕

チームは、登録したユニフォームを着用しなければならない。

### 第5条〔ユニフォームの色彩〕

- ① チームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
- ② 主審が、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、着用するユニフォームを変更させることができる。  
（但し、着用するユニフォームの選択権は、ホームチームにある）

### 第6条〔ユニフォーム背番号〕

シャツには、選手番号が明確に表示されていなければならない。

### 第7条〔背番号の登録〕

特に固定の番号とはしない。